

第67号議案

群馬県公立学校職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則について

このことについて、別紙のとおり決定されたく提出いたします。

令和6年3月19日

群馬県教育委員会
教育長 平田 郁美

群馬県公立学校職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則について

学校人事課

1. 改正の概要

定年引上げに係る所要の改正を行うもの

2. 改正内容

夜間学級担当手当について、定年引上げにより給料月額が7割水準となる者の手当算出方法に係る規定を整備する。

3. 施行期日

令和6年4月1日

群馬県公立学校職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年 月 日

群馬県教育委員会教育長 平 田 郁 美

群馬県教育委員会規則第 号

群馬県公立学校職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

群馬県公立学校職員の給与の支給に関する規則（昭和三十五年群馬県教育委員会規則第十七号）の一部を次のように改正する。

附則中第二十四項を第二十五項とし、第二十一項から第二十三項までを一項ずつ繰り下げ、第二十項の次に次の一項を加える。

21 条例附則第十一項の規定の適用を受ける学校職員に対する第二十八条の十一の規定の適用については、当分の間、同条中「給料月額」とあるのは、「給料月額に百分の七十を乗じて得た額（その額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額）」とする。

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

群馬県公立学校職員の給与の支給に関する規則（昭和三十五年十一月四日教育委員会規則第十七号）の一部を改正する規則新旧対照表

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>附 則 1～20（略） <u>21 条例附則第十一項の規定の適用を受ける学校職員に対する第二十八 条の十一の規定の適用については、当分の間、同条中「給料月額」とあ るのは、「給料月額に百分の七十を乗じて得た額（その額に、五十円未 満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を 生じたときはこれを百円に切り上げた額）」とする。</u> 22～25（略）</p> | <p>附 則 1～20（略） <u>（新設）</u> 21～24（略）</p> |

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。